

東地裁総第1826号

令和5年7月18日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 渡 部 勇 次

司法行政文書不開示通知書

4月19日付け（同月24日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

訴状や委任状のFAX番号が間違っている場合、○○事務所、○○代理人の事件でFAX番号誤記あり！注意！！と即座に全庁共有されることになっていることが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）